

東京工業高等専門学校学則（案）

制 定 昭和40年 4月 1日

最終改正 令和〇〇年〇〇月〇〇日

第1章 総則

（目的）

第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 本校は、学科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を定め、公表するものとする。

（自己点検評価等）

第2条 本校はその教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。

第2章 通則

第1節 学年、学期、休業日等

（学年）

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（学期）

第4条 学年を分けて、次の2学期とする。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

2 前項に定める各期は、前半及び後半に分けることができる。

3 特別の必要があるときは、校長は、第1項の各学期の開始日及び終了日を変更することができる。

（休業日）

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 土曜日及び日曜日

(3) 開校記念日 4月26日

(4) 春季休業

(5) 夏季休業

(6) 冬季休業

(7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号に規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業の終始時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第2節 組織

(本科)

第7条 本科に総合工学科を置き、学級数、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
総合工学科	5	200人	1,000人

2 前項に規定する学科に、次のコースを設ける。

- (1) 機械系コース
- (2) 情報系コース
- (3) 電気系コース
- (4) 電子系コース
- (5) 物質系コース

3 第1学年は共通教育課程とし、学生は、第2学年進級時に前項のコースに配属する。

4 コースの選択、決定方法等については、別に定める。

(専攻科)

第8条 専攻科に総合工学専攻を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
総合工学専攻	25人	50人

2 前項に規定する専攻に、次のプログラムを設ける。

- (1) 機械情報システム工学プログラム
- (2) 電気電子工学プログラム
- (3) 物質工学プログラム

(本科・専攻科一貫教育プログラム)

第9条 前2条に定めるもののほか、本校に、履修上の区分として、本科と専攻科の課程における教育の連続性に配慮した次の教育プログラムを置く。

- (1) 協創工学一貫教育プログラム

2 前項のプログラムの一学年当たりの履修人数は、20人以上で別に定める。

3 一貫教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第10条 本校に、教育研究活動に必要な施設として、次の附属施設を置く。

- (1) 図書館

- (2) 寄宿舍
- (3) 総合学生支援センター
- (4) 教育研究技術支援センター
- (5) 情報基盤センター
- (6) コラボレーションセンター
- (7) ものづくり教育センター

2 前項の附属施設に関し必要な事項は、別に定める。

(共同利用施設)

第11条 本校に、全国共同利用施設として、社会実装教育研究センターを置く。

2 前項の施設に関し必要な事項は、別に定める

(職員)

第12条 本校に、校長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員及び技術職員を置く。

2 前項の職員のほか、必要に応じ、その他の職員を置くことができる。

3 職員の職務は、学校教育法その他法令の定めるところによる。

(主事及び副校長等)

第13条 本校に、教務主事、学生主事、寮務主事、副校長及び事務部長を置く。

(事務部)

第14条 本校に庶務、会計、教務及び学生の厚生補導に関する事務を処理するため、事務部を置く。

(内部組織)

第15条 前2条に規定するもののほか、本校の内部組織は、別に定めるところによる。

第3節 入学、休学、退学等

(入学資格)

第16条 本科に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 中学校を卒業した者
- (2) 中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 義務教育学校を卒業した者
- (4) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

2 専攻科に入学できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 高等専門学校を卒業した者
- (2) 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）専攻科の

課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規程により大学に編入することができる者

(3) 短期大学を卒業した者

(4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入学することができる者

(5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者

(6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者

(7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(8) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

（入学者選抜と入学許可）

第17条 校長は、入学志願者について、別に定めるところにより、入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第25条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、この限りではない。

（誓約書等の提出）

第18条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の保証人と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。

（休学）

第19条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3ヵ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。

（休学の期間）

第20条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は、通算して本科にあつては5年、専攻科にあつては2年を超えることができない。

3 休学期間は、第40条及び第55条に定める在学の期間に算入しない

（復学）

第21条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。

（出席停止）

第22条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることができる。

(退学及び再入学)

第23条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第24条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

第4節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料

(検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額)

第25条 検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）の定めるところによる。

(検定料)

第26条 入学を志願する者は、願書提出までに検定料を納付しなければならない。

(入学科)

第27条 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。

(授業料)

第28条 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、前期分授業料を納付するときに、当該年度の後期分授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期分授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の中途において復学等をした者の授業料)

第29条 学年の中途において復学又は入学（以下「復学等」という。）した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で卒業等をする場合における授業料)

第30条 学年の途中で卒業又は課程を修了（以下「卒業等」という。）する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第31条 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときには授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第32条 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、その月の分の寄宿料を納付するものとする。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

第33条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない理由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

(検定料等の返還)

第34条 既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合には返還する。

(1) 第28条第3項の規定により、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料相当額を返還する。

(2) 第28条第4項の規定により、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

(3) 第32条の規定により、寄宿料を納付した者が退寮した場合には、納付した寄宿料のうち、退寮した日の属する月の翌月以降の寄宿料に相当する額を返還する。

第5節 学生準則及び賞罰

(学生準則の遵守)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第36条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第37条 教育上必要があるときには、学生に退学、停学又は訓告の懲戒を加えることがある。

ただし、退学は次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

(3) 正当の理由がなく出席常でない者

(4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

2 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。

(除籍)

第38条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長がこれを除籍する。

- (1) 死亡したもの又は長期間にわたり行方不明の者
- (2) 第20条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者
- (4) 第17条第2項に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

第3章 本科

第1節 修業年限等

(修業年限)

第39条 本科の修業年限は、5年とする。

(在学の期間)

第40条 在学の期間は、10年を超えることはできない。

第2節 教育課程等

(授業期間)

第41条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第42条 教育課程は、授業科目及び特別活動により構成するものとする。

2 授業科目並びにその開設単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。

3 特別活動のホームルーム活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間、計90単位時間実施する。

(単位)

第43条 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位（履修単位）として計算するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修（学修単位）を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、83単位を超えないものとする。

4 前3項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(授業の方法)

第44条 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。

3 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。

4 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。

(他の高等専門学校における修得単位)

第45条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2 前項に関する事項は、別に定める

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第46条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

2 前項により、認定することができる単位数は、前条の本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

3 第1項の規定は、学生が、外国の高等学校又は大学に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

4 前3項に関する事項は、別に定める。

(各学年の課程の修了又は卒業認定)

第47条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 第1項に関し、必要な事項は別に定める。

(再履修)

第48条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る別に定める授業科目を再履修するものとする。

第3節 編入学、留学、卒業等

(編入学等)

第49条 次の各号のいずれかに該当する者であって本校の第3学年又は第4学年に編入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することがある。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。）
- (8) 本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの

(他の高等専門学校からの転学)

第50条 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。

2 前項に関し、必要な事項は別に定める。

(転コース)

第51条 転コースを希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転コースを許可することがある。

(外国留学)

第52条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。

2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。

3 前項において認定することができる単位数は、第45条及び第46条の規定により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。

(卒業)

第53条 全学年の課程を修了し、167単位以上（一般科目75単位以上、専門科目8

2 単位以上) で別に定める単位を修得した者には、校長は、卒業を認定し、所定の卒業証書を授与する。

2 卒業した者は、準学士(工学)と称することができる。

3 校長は、特別の理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、第3条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業を認めることができる。

第4章 専攻科

第1節 修業年限等

(修業年限)

第54条 専攻科の修業年限は、2年とする。

(在学の期間)

第55条 在学の期間は、4年を超えることはできない。

第2節 教育課程等

(教育課程)

第56条 教育課程は、授業科目により構成するものとする。

2 授業科目及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

3 履修方法については、別に定めるところによる。

(単位)

第57条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修(学修単位)を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。

(入学前の既修得単位の認定)

第58条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が専攻科に入学する前に高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位(高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)第21条第1項に定める科目等履修生及び同条第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。)を、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2 前項の規定により修得したものとみなす単位数は、転学等の場合を除き、30単位を

超えないものとする。

3 前2項に関し、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(長期にわたる教育課程の履修)

第59条 校長は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

2 長期履修を認められた学生の期間は、4年を超えることができない。

3 前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。

(研究指導の特例)

第60条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。

(修了)

第61条 専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、67単位以上を修得した者について、校長は、修了を認定し、所定の修了証書を授与する。。

2 成績の評価及び修了の認定については、別に定めるところによる。

3 第1項の修了の認定は、第3条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い認めることができる。

(準用規定)

第62条 第41条、第44条から第46条まで及び第52条の規定は、専攻科の学生について準用する。この場合において、第44条第4項、第45条第1項、第46条第2項及び第52条第3項中「60単位」とあるのは「30単位」と第46条第3項、第52条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と読み替えるものとする。

第5章 雑則

第1節 外国人留学生

(外国人留学生)

第63条 外国人留学生のうち、本校に入学することを目的として入国を許可された外国人留学生の入学、教育課程その他に関する特例については、別に定める。

第2節 研究生、聴講生及び科目等履修生

(研究生)

第64条 本校において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、研究生として入学を許可することができる。

2 研究生に関する事項は、別に定める。

(聴講生)

第65条 本校の授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、聴講生として入学を

許可することがある。

2 聴講生に関する事項は、別に定める。

(特別聴講生)

第66条 学校間における単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目について聴講を志願する者がある場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講生として入学を許可することがある。

2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。

(科目等履修生)

第67条 本校の授業科目のうち、特定の科目について履修を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。

2 校長は、科目等履修生に対し、単位の修得を認定することができる。

3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第3節 寄宿舍

(寄宿舍)

第68条 本校に寄宿舍を設ける。

2 寄宿舍の運営その他必要な事項は、別に定める。

第4節 公開講座

(公開講座)

第69条 本校に公開講座を開設することができる。

2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。

第5節 雑則

(雑則)

第70条 この学則に定めるもののほか、学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。

第11章 削除

第54条 削除

附 則

1 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。

2 削除

附 則

1 この改正学則は、昭和41年4月1日から施行する。

2 削除

附 則

この改正学則は、昭和42年4月1日から施行する。

附 則

この改正学則は、昭和43年6月5日から施行し、昭和42年11月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和47年4月1日から施行する。
- 2 この改正学則施行の際、現に在学する者に係る授業料の額は、この改正学則第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、この改正学則第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4～9 削除

附 則

この改正学則は、昭和49年1月5日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。

附 則

この改正学則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正学則は、昭和51年4月1日から施行する。
- 2 昭和51年3月31日に在学する者に係る授業料の額は、この改正学則第29条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この改正学則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、この改正学則第29条第1項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。

4～7 削除

附 則

- 1 この学則は、昭和52年11月24日から施行し、昭和52年4月1日から適用する。
- 2 昭和51年度以前の入学者に係る教育課程については、改正前の学則の規定によるものとする。ただし、昭和51年度以前の入学者が、昭和52年度以降の入学者の各学年にとどめられた場合は、この学則の規定によるものとする。

附 則

この学則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、昭和60年6月13日から施行する。
- 2 改正後の学則第38条については、昭和58年度の入学者から適用する。

附 則

この学則は、昭和62年2月12日から施行する。

附 則

この学則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成4年4月1日から施行する。
- 2 この学則の施行日前に在学している者に係る教育課程については、一般科目にあっては別表第1の2、専門科目にあっては別表第2の2のとおりとする。ただし、平成3年度以前の入学者が、第1学年にとどめられた場合は、一般科目にあっては別表第1、専門科目にあっては別表第2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成5年4月1日から施行する。
- 2 平成5年3月31日において、現に存する工業化学科については、改正後の第7条の規定にかかわらず、平成4年度以前に当該学科に入学した者が、当該学科に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 平成7年度以前の入学者で、機械工学科については第2学年以上、電気工学科及び工業化学科については第5学年に在学している者に係る教育課程は、別表第2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成10年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度以前の入学者で情報工学科については、第2学年以上に在学している者に係る教育課程は、別表第2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 平成10年度以前の入学者で電子工学科及び物質工学科については、第2学年以上に在学しているものに係る教育課程は、別表第2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成11年度以前の入学者で電気工学科、電子工学科、情報工学科及び物質工学科については、第2学年以上に在学している者に係る教育課程は、別表第2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 平成9年度の入学者で機械工学科、平成11年度以前の入学者で電気工学科、平成9年度から平成11年度までの入学者で電子工学科、平成9年度から平成12年度までの入学者で情報工学科、平成11年度以前の入学者で物質工学科に在学しているものに係る教育課程は、別表2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者で機械工学科及び電気工学科、平成10年度から平成13年度までの入学者で電子工学科、平成10年度から平成12年度までの入学者で情報工学科、平成10年度から平成13年度までの入学者で物質工学科に在学しているものに係る教育課程は、別表2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成15年2月6日から施行し、平成15年2月1日から適用する。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 平成13年度以前の入学者で機械工学科、電気工学科、電子工学科及び物質工学科、平成11年度から平成12年度までの入学者で情報工学科に在学しているものに係る教育課程は、別表2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月4日から施行し、平成17年4月1日から適用する。
- 2 平成16年度以前の入学者に係る教育課程は、別表第2の2のとおりとする。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 改正後の学則第54条の規定は、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成21年8月3日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この学則は、平成22年8月5日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平成24年8月19日一部改正）

この学則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年8月2日一部改正）

この学則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成25年8月1日一部改正）

この学則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年6月10日一部改正）

この学則は、平成27年6月10日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則（平成28年3月3日一部改正）

この学則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成28年4月13日一部改正）

この学則は、平成28年4月13日から施行し、平成28年4月1日から適用する。 学則－15－

附 則（平成３０年３月７日一部改正）

この学則は、平成３０年４月１日から施行する。

附 則（平成３０年９月１９日一部改正）

この学則は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和元年１０月１６日一部改正）

この学則は、令和２年４月１日から施行する。

附 則（令和２年６月１７日一部改正）

この学則は、令和２年６月１７日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

附 則（令和４年３月３日一部改正）

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和４年３月２３日一部改正）

- １ この学則は、令和４年４月１日から施行する。
- ２ 改正後の第５１条の規定は、令和４年度以降の入学者について適用し、令和３年度以前に入学した学生については、なお従前の例による。

附 則（令和５年２月３日一部改正）

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月２２日一部改正）

- １ この学則は、令和５年３月２２日から施行する。
- ２ 改正後の第１９条の規定は、令和３年４月１日から適用する。

附 則（令和６年２月１日一部改正）

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附 則（令和〇〇年〇〇月〇〇日一部改正）

- １ この規則は、令和９年４月１日から施行する。
- ２ 令和９年３月３１日において現に存する機械工学科、電気工学科、電子工学科、情報工学科、物質工学科、機械情報システム工学専攻、電気電子工学専攻、物質工学専攻については、改正後の東京工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第６条及び第７条の規定にかかわらず、当該学科及び専攻に入学した者が、当該学科及び専攻に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- ３ 前項の適用者に係る教育課程については、改正後の学則第４２条及び第５６条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- ４ 令和９年度以前の入学者に係る転学科については、改正前の学則第２０条の規定及び別に定めるところによる。

学科改組に係る学則の変更について

〈変更理由〉

令和9年度予定の改組に伴い、本科及び専攻科に係る規定を整理の上、学科及び専攻の変更、コース及びプログラムの設置、本科・専攻科一貫教育プログラムの設置その他所要の措置を講ずるもの

〈要綱〉

1. 学科及び専攻の変更、コース及びプログラムの設置（第7条、第8条及び第51条関係）
2. 本科・専攻科一貫教育プログラムの設置（第9条関係）
3. 内部組織に関する規定の整理（第10条から第13条関係）
4. 入学、編入学資格に関する規定の明確化（第16条、第49条関係）
5. 学修単位に係る上限単位数の83単位への引き上げ並びに単位の計算方法及び卒業認定等に関する規定の整備（第42条、第43条、第53条、第57条及び第61条関係）
6. メディアを利用した授業及び学校外の教育施設等における学修に係る規定の整備（第44条、第46条、第58条から第60条関係）
7. 本科及び専攻科に共通する事項（入退学、授業料等、賞罰）に係る規定の共通化（第1条第2項、第16条から第38条関係）
8. 上記に伴う章節構成及び条番号の変更
9. 教育課程の変更（別表関係）

別表第1

一般科目（各コース共通）									
区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考	
必修科目	人文系科目								
	体育Ⅰ	2	2						
	体育Ⅱ	2		2					
	○ 技術者のための哲学倫理	2			2			外国人編入学生履修免除科目	
履修科目	総合英語AⅠ	1	1						
	総合英語AⅡ	1	1						
	総合英語AⅢ	1		1					
	総合英語AⅣ	1		1					
	総合英語AⅤ	1			1				
	総合英語BⅠ	1	1						
	総合英語BⅡ	1	1						
	総合英語BⅢ	1		1					
	総合英語BⅣ	1		1					
	総合英語BⅤ	1			1				
	総合英語CⅠ	1	1						
	総合英語CⅡ	1		1					
	総合英語CⅢ	1			1				
	English for Science & Technology	1			1				
	○ TOEIC English	2				2			
	国語総合Ⅰ	1	1						
	国語総合Ⅱ	1	1						
	国語総合Ⅲ	1		1					
	国語総合Ⅳ	1		1					
	国語総合Ⅴ	1			1			外国人編入学生履修免除科目	
	○ 文章表現法	2				2		外国人編入学生履修免除科目	
	対話と哲学倫理	1	1						
	現代社会論	1	1						
	近現代史探究Ⅰ	1		1					
	近現代史探究Ⅱ	1		1					
	健康と福祉	1	1						
	体育Ⅲ	2			2				
	芸術	1	1						
	開設単位数小計	37	13	11	9	4	0		
	基礎数学ⅠA	2	2						
	基礎数学ⅠB	1	1						
	基礎数学ⅡA	2	2						
	基礎数学ⅡB	2	2						
	線形代数Ⅰ	1		1					
	線形代数Ⅱ	1		1					
	線形代数Ⅲ	1			1				
	解析ⅠA	2		2					
	解析ⅠB	1		1					
	解析Ⅱ	2		2					
	解析Ⅲ	2			2				
	確率統計	1			1				
	○ 微分方程式	2			2				
	○ 応用数学	2				2			
自然系科目	物理Ⅰ	1	1						
	物理Ⅱ	1	1						
	物理Ⅲ	1		1					
	物理Ⅳ	1		1					
	物理Ⅴ	1			1				
	物理Ⅵ	1			1				
	化学Ⅰ	1	1						
	化学Ⅱ	1	1						
	化学Ⅲ	1		1					
	化学Ⅳ	1		1					
	化学Ⅴ	1			1				
	○ ライフサイエンス・バイオテクノロジー	2			2				
	○ アースサイエンス	2				2			
	開設単位数小計	37	11	11	11	4	0		
	化学概論	1			1				
選択科目	体育Ⅳ	2				2			
	○ 教養選択Ⅰ	4				2	2	4,5年でそれぞれ1講座選択可	
	○ 教養選択Ⅱ	2					2	1講座選択可	
	○ Comprehensive English	2					2		
	○ 数学総合演習Ⅰ	2				2			
	○ 数学総合演習Ⅱ	2				2			
	○ English Seminar (基礎)	2				2			
	○ English Seminar (発展)	2				2			
	異文化理解A	2			2			外国人編入学生のみ	
	日本語	6			2	2	2	外国人編入学生のみ	
必修科目	○ 量子から見た世界	2					2	専攻科目	
○印は学修単位科目									

別表第2

機械系コース										
区分	授業科目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備考		
必修科目	ものづくり基礎工学	5	5							
	テクノロジーと未来	1		1						
	材料力学Ⅰ	1		1						
	機械力学Ⅰ	1			1					
	機械工学演習Ⅰ	2		2						
	機械工学演習Ⅱ	2		2						
	機械工学演習Ⅲ	1			1					
	機械工学演習Ⅳ	1			1					
	機械工学演習Ⅴ	1				1				
	機械工学演習Ⅵ	1				1				
	機械工学実験実習Ⅰ	1		1						
	機械工学実験実習Ⅱ	1		1						
	機械工学実験実習Ⅲ	2			2					
	機械工学実験実習Ⅳ	2			2					
	機械工学実験実習Ⅴ	2				2				
	機械工学実験実習Ⅵ	2				2				
	インターンシップ	3				3				
	社会実習PBLⅡ-I	1			1					
	○社会実習PBLⅡ-II	2				2				
	○社会実習PBLⅡ-Ⅲ	2				2				
	○論議Ⅰ	2					2			
	○論議Ⅱ	2					2			
	○卒業研究Ⅰ	2				2				
	○卒業研究Ⅱ	10					10			
	開設単位数小計	50	5	8	8	15	14			
履修科目	情報基礎Ⅰ	1	1							
	情報基礎Ⅱ	1	1							
	機械工学基礎力学Ⅰ	1		1						
	機械工学基礎力学Ⅱ	1		1						
	材料力学Ⅱ	1			1					
	機械設計法Ⅰ	1			1					
	機械設計法Ⅱ	1			1					
	メカトロニクス	1			1					
	○応用物理	2				2				
	○統計リテラシー	2				2				
	○経営工学	2					2			
	○機械力学Ⅱ	2				2				
	○熱力学	2				2				
	○流体力学	2				2		左記の中から2科目以上の単位を修得すること。		
	○伝熱工学	2					2			
	○機械材料学	2				2				
	○加工学	2					2	左記の中から1科目以上の単位を修得すること。		
	○機械数学	2				2				
	○システムインテグレーション	2				2		左記の中から2科目以上の単位を修得すること。		
	○基礎制御工学	2					2			
	開設単位数小計	32	2	2	4	16	8			
コース選択科目	○基礎電気工学	2			2	2	2			
	○基礎電子工学	2			2	2	2			
	○基礎制御工学(再掲)									
	○発電・電気エネルギー	2					2	「コース選択科目」は、時間割で同時開講となる講義以外はいつでも受講可能で、複数のコースにわたるがっつりの受講も可能である。「必修科目」や「履修科目」と同時開講となった場合は、「必修科目」や「履修科目」を受講しなければならない。 各コースの修了認定には、左記の科目以外に、以下に記載した科目の単位取得が必要である。		
	○通信伝送工学	2			2					
	○情報通信ネットワーク	2				2				
	○計算機システム	2			2	2	2			
	○環境・エネルギー工学	2				2		○電力・電子コース:「基礎制御工学」 ○情報通信システムコース:「情報基礎Ⅱ」 ○ライフサイエンスコース:「アースサイエンス・バイオテクノロジー」 ○ロボットシステムコース:「テクノロジーと未来」、「社会実習PBLⅡ-I」、「社会実習PBLⅡ-II」		
	○生体材料工学	2			2	2				
	○デジタル信号処理	2				2				
	○知能情報工学	2				2				
	○コンピュータ援用制御制御	2					2	※「基礎制御工学」及び「システムインテグレーション」は機械系コースの必修科目であるため必ず受講すること。		
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○システムインテグレーション(再掲)									
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
選択科目	○社会実習PBLⅠ-I	2		2				第1～3学年のいずれかで選択可		
	○社会実習PBLⅠ-II	2			2			社会実習PBLⅠ-Iの単位を修得後、第2～3学年で履修可		
専攻科選択科目	○計算機アーキテクチャ	2					2			
	○ロボティクス	2					2			
	○システム制御	2					2			
	○組み込み開発特論	2					2			
	○電子物性特論	2					2			
	○電子デバイス特論	2					2			
	○コンピュータビジョン	2					2			
	○制御工学特論	2					2			
	○物理化学特論	2					2			
	○無機化学特論	2					2			
	○物性化学	2					2			
	○生物化学工学	2					2			
	○R1は学修単位科目									

電気系コース										
区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考		
必修 得科目	ものづくり基礎工学	5	5							
	テクノロジーと未来	1		1						
	電気電子工学実験Ⅰ	2		2						
	電気電子工学実験Ⅱ	2		2						
	電気電子工学実験Ⅲ	2			2					
	電気電子工学実験Ⅳ	2			2					
	電気電子工学実験Ⅴ	2				2				
	電気電子工学実験Ⅵ	2				2				
	インターンシップ	3				3				
	社会実装PBLⅡ-I	1			1					
	○社会実装PBLⅡ-II	2				2				
	○社会実装PBLⅡ-Ⅲ	2				2				
	○輪講Ⅰ	2					2			
	○輪講Ⅱ	2					2			
	○卒業研究Ⅰ	2				2				
	○卒業研究Ⅱ	10						10		
開設単位数小計		42	5	5	5	13	14			
履修 科目	情報基礎Ⅰ	1	1							
	情報基礎Ⅱ	1	1							
	○統計リテラシー	2				2				
	○応用物理	2				2				
	○経営工学	2					2			
	電気回路Ⅰ	2		2						
	電気回路Ⅱ	2		2						
	電気回路Ⅲ	1			1					
	プログラミング言語	1		1						
	デジタル回路	1		1						
	電磁気学Ⅰ	2			2					
	電磁気学Ⅱ	2			2					
	電気応用演習	1			1					
	電子回路Ⅰ	1			1					
	○電子回路Ⅱ	2				2				
	○デジタル信号処理	2				2				
	○電気電子計測	2				2				
	○電気数学	2				2				
	○制御工学	2				2				
	○電気機器Ⅰ	2				2				
	○電気機器Ⅱ	2					2			
	○電力システム	2					2			
	○発電・電気エネルギー	2					2			
	○電子物性工学	2				2				
	○半導体デバイス	2				2				
	○光エレクトロニクス	2					2			
開設単位数小計		45	2	6	7	20	10			
コース 選択科目	電力電気									
	○基礎電気工学	2			2	2	2			
	○基礎電子工学	2			2	2	2			
	○基礎制御工学									
	○発電・電気エネルギー(再掲)									
	情報通信									
	○通信伝送工学	2				2				
	○情報通信ネットワーク	2				2				
	○計算機システム	2			2	2	2			
	ライフ									
	○環境・エネルギー工学	2				2				
	○生体材料工学	2			2	2	2			
	知能化									
	○デジタル信号処理(再掲)									
	○知識情報工学	2				2				
専攻 科選択科目	○コンピュータ援用計測制御									
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○システムインテグレーション	2					2			
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○社会実装PBLⅠ-I	2		2						
	○社会実装PBLⅠ-II	2			2					
	○計算機アーキテクチャ	2					2			
	○ロボティクス	2					2			
	○システム制御	2					2			
	○組み込み開発特論	2					2			
	○電子物性特論	2					2			
	○電子デバイス特論	2					2			
	○コンピュータビジョン	2					2			
	○制御工学特論	2					2			
	○物理化学特論	2					2			
	○無機化学特論	2					2			
	○物性化学	2					2			
	○生物化学工学	2					2			
開設単位数小計		45	2	6	7	20	10			
○印は学修単位科目										

電子系コース										
区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考		
必修 得科目	ものづくり基礎工学	5	5							
	テクノロジーと未来	1		1						
	電気電子工学実験Ⅰ	2		2						
	電気電子工学実験Ⅱ	2		2						
	電気電子工学実験Ⅲ	2			2					
	電気電子工学実験Ⅳ	2			2					
	電気電子工学実験Ⅴ	2				2				
	電気電子工学実験Ⅵ	2				2				
	インターンシップ	3				3				
	社会実装PBLⅡ-I	1			1					
	○社会実装PBLⅡ-II	2				2				
	○社会実装PBLⅡ-Ⅲ	2				2				
	○ 輪講Ⅰ	2					2			
	○ 輪講Ⅱ	2						2		
	○卒業研究Ⅰ	2					2			
	○卒業研究Ⅱ	10						10		
開設単位数小計		42	5	5	5	13	14			
電 修 科 目	情報基礎Ⅰ	1	1							
	情報基礎Ⅱ	1	1							
	○統計リテラシー	2				2				
	○応用物理	2				2				
	○経営工学	2					2			
	電気回路Ⅰ	1		1						
	電気回路Ⅱ	1		1						
	電気回路演習Ⅰ	1		1						
	電気回路演習Ⅱ	1		1						
	プログラミング言語	1		1						
	デジタル回路	1		1						
	電磁気学Ⅰ	1			1					
	電磁気学Ⅱ	1			1					
	電磁気学演習	1			1					
	電気回路Ⅲ	1			1					
	電気電子計測	1			1					
	電子回路Ⅰ	1			1					
	電子回路Ⅱ	1			1					
	○電気数学Ⅰ	2				2				
	○電気数学Ⅱ	2				2				
	○電気回路Ⅳ	2				2				
	○電子物性工学	2				2				
	○発電・電気エネルギー	2					2			
	○プログラミング応用	2				2				
	○基礎制御工学	2					2			
	○先端電子デバイス	2				2				
	○電気機器	2					2			
	○電力システム	2					2			
開設単位数小計		41	2	6	7	16	10			
コ ー ス 選 択 科 目	○基礎電気工学	2			2	2	2			
	○基礎電子工学	2			2	2	2			
	○基礎制御工学(再掲)									
	○発電・電気エネルギー(再掲)									
	○通信伝送工学	2				2				
	○情報通信ネットワーク	2				2				
	○計算機システム	2			2	2	2			
	○環境・エネルギー工学	2				2				
	○生体材料工学	2			2	2	2			
	○デジタル信号処理	2				2				
	○知識情報工学	2				2				
	○コンピュータ援用制御									
知 能 化	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○システムインテグレーション	2					2			
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2			
選 択 科 目	○社会実装PBLⅠ-Ⅰ	2		2						
	○社会実装PBLⅠ-Ⅱ	2		2						
	○ワイヤレスシステム	2					2			
	○電気関係法令	2					2			
専 攻 科 選 択 科 目	○計算機アーキテクチャ	2					2			
	○ロボティクス	2					2			
	○システム制御	2					2			
	○組み込み開発特論	2					2			
	○電子物性特論	2					2			
	○電子デバイス特論	2					2			
	○コンピュータビジョン	2					2			
	○制御工学特論	2					2			
	○物理化学特論	2					2			
	○無機化学特論	2					2			
	○物性化学	2					2			
	○生物化学工学	2					2			

○印は学修単位数

情報系コース											
区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考			
必修 得科目	ものづくり基礎工学	5	5								
	テクノロジと未来	1		1							
	情報工学科実験実習Ⅰ	3		3							
	情報工学科実験実習Ⅱ	3		3							
	情報工学科実験実習Ⅲ	3			3						
	情報工学科実験実習Ⅳ	3			3						
	情報工学科実験実習Ⅴ	2				2					
	インターンシップ	3				3					
	社会実装PBLⅡ-I	1			1						
	○社会実装PBLⅡ-II	2				2					
	○社会実装PBLⅡ-Ⅲ	2				2					
	○輪講Ⅰ	2					2				
	○輪講Ⅱ	2					2				
	○卒業研究Ⅰ	2				2					
	○卒業研究Ⅱ	10					10				
開設単位数小計		44	5	7	7	11	14				
履修 得科目	情報基礎Ⅰ	1	1								
	情報基礎Ⅱ	1	1								
	○統計リテラシー	2				2					
	○応用物理	2				2					
	○経営工学	2					2				
	論理回路Ⅰ	1		1							
	論理回路Ⅱ	1			1						
	プログラミング言語Ⅰ	1		1							
	プログラミング言語Ⅱ	1		1							
	情報数学Ⅰ	1		1							
	アルゴリズムとデータ構造Ⅰ	1			1						
	アルゴリズムとデータ構造Ⅱ	1			1						
	情報数学Ⅱ	1			1						
	○データマイニング	2				2					
	○画像認識工学	2				2					
	○情報理論	2					2				
	○メディア信号処理	2				2					
	○実践プログラミング	2				2					
	○システムプログラミング	2				2					
	○情報処理特論Ⅰ	2					2				
	○情報処理特論Ⅱ	2					2				
	計算機工学	1			1						
	IoTシステム工学	2				2					
	コンピュータシステム	2				2					
	通信伝送工学	2				2					
	情報通信ネットワーク	2				2					
開設単位数小計		41	2	4	5	22	8				
コース 選択科目	○基礎電気工学	2			2	2	2				
	○基礎電子工学	2			2	2	2				
	○基礎制御工学	2					2				
	○発電・電気エネルギー	2					2				
	○通信伝送工学(再掲)										
	○情報通信ネットワーク(再掲)										
	○計算機システム	2			2	2	2				
	○環境・エネルギー工学	2				2					
	○生体材料工学	2			2	2	2				
	○デジタル信号処理	2				2					
	○知識情報工学	2				2					
	○コンピュータ援用計測制御	2					2				
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2				
	○システムインテグレーション	2				2					
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2				
選択 科目	○社会実装PBLⅠ-I	2		2							
	○社会実装PBLⅠ-II	2			2						
専攻 科選択 科目	○計算機アーキテクチャ	2					2				
	○ロボティクス	2					2				
	○システム制御	2					2				
	○組み込み開発特論	2					2				
	○電子物性特論	2					2				
	○電子デバイス特論	2					2				
	○コンピュータビジョン	2					2				
	○制御工学特論	2					2				
	○物理化学特論	2					2				
	○無機化学特論	2					2				
	○物性化学	2					2				
	○生物化学工学	2					2				

○印は学修単位科目

物質系コース											
区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考			
必修 得科目	ものづくり基礎工学	5	5								
	テクノロジーと未来	1		1							
	物質工学基礎実験Ⅰ	2		2							
	物質工学基礎実験Ⅱ	2		2							
	物質工学実験Ⅰ	3			3						
	物質工学実験Ⅱ	3			3						
	物質工学実験Ⅲ	3				3					
	物質工学実験Ⅳ	3				3					
	インターンシップ	3				3					
	社会実装PBLⅡ-I	1			1						
	○社会実装PBLⅡ-II	2				2					
	○社会実装PBLⅡ-Ⅲ	2				2					
	○輪講Ⅰ	2					2				
	○輪講Ⅱ	2					2				
	○卒業研究Ⅰ	2				2					
	○卒業研究Ⅱ	10					10				
開設単位数小計		46	5	5	7	15	14				
履修 科目	情報基礎Ⅰ	1	1								
	情報基礎Ⅱ	1	1								
	○統計リテラシー	2				2					
	○応用物理	2				2					
	○経営工学	2					2				
	情報処理演習Ⅰ	1		1							
	情報処理演習Ⅱ	1		1							
	分析化学Ⅰ	1		1							
	分析化学Ⅱ	1			1						
	無機化学Ⅰ	1		1							
	無機化学Ⅱ	1			1						
	有機化学Ⅰ	1			1						
	物理化学Ⅰ	1			1						
	物理化学Ⅱ	1			1						
	基礎生物Ⅰ	1		1							
	○有機化学Ⅱ	2				2		左記の中から2科目以上の単位を修得すること。			
	○有機化学Ⅲ	2				2					
	○高分子化学	2					2	左記の中から3科目以上の単位を修得すること。			
	○物理化学Ⅳ	2					2				
	○工業化学Ⅰ	2				2					
	○工業化学Ⅱ	2				2					
	○化学工学Ⅰ	2					2				
	○化学工学Ⅱ	2					2	左記の中から2科目以上の単位を修得すること。			
	基礎生物Ⅱ	1			1						
	○生物化学Ⅰ	2				2					
	○生物化学Ⅱ	2					2				
開設単位数小計		39	2	5	6	14	12				
コース 選択科目	電力電気										
	○基礎電気工学	2			2	2	2				
	○基礎電子工学	2			2	2	2				
	○基礎制御工学	2					2				
	○発電・電気エネルギー	2					2	「コース選択科目」は、時間割で同時開講となる講義以外はいつでも受講可能で、複数のコースにおかたつての受講も可能である。「必修得科目」や「履修科目」と同時開講となった場合は、「必修得科目」や「履修科目」を受講しなければならない。 各コースの修了認定には、左記の科目以外に、以下に記載した科目の単位取得が必要である。			
	情報通信					2					
	○通信伝送工学	2				2					
	○情報通信ネットワーク	2				2					
	○計算機システム	2			2	2	2				
	ライフ							ライフサイエンスコース:「アースサイエンス」、「ライフサイエンス・バイオテクノロジー」			
	○環境・エネルギー工学	2				2					
	○生体材料工学	2			2	2	2	ロボットシステムコース:「テクノロジーと未来」、「社会実装PBLⅡ-I」、「社会実装PBLⅡ-II」			
	○デジタル信号処理	2				2					
専攻 科選択 科目	知能化							*知能化システムコースとロボットシステムコースのロボット・モビリティ工学は同一科目である			
	○知識情報工学	2				2					
	○コンピュータ援用計測制御	2					2				
	○ロボット・モビリティ工学	2				2	2				
	ロボット										
	○システムインテグレーション	2				2					
	○ロボット・モビリティ工学	2			2	2	2				
	選択科目										
	○物質工学創造実験Ⅰ	1		1							
	○物質工学創造実験Ⅱ	1			1						
	○社会実装PBLⅠ-I	2		2				第1～3学年のいずれかで選択可			
	○社会実装PBLⅠ-II	2			2			社会実装PBLⅠ-Iの単位を修得後、第2～3学年で履修可			
	専攻科選択科目										
	○計算機アーキテクチャ	2					2				
	○ロボティクス	2					2				
	○システム制御	2					2				
	○組み込み開発特論	2					2				
	○電子物性特論	2					2				
	○電子デバイス特論	2					2				
	○コンピュータビジョン	2					2				
	○制御工学特論	2					2				
	○物理化学特論	2					2				
	○無機化学特論	2					2				
	○物性化学	2					2				
	○生物化学工学	2					2				

○印は学修単位科目

一貫教育プログラム									
区分	授 業 科 目	単位数	1年	2年	3年	4年	5年	備 考	
必修 得科目	各コース実験Ⅰ	2				2-3		4年前期(2～3単位) 枠内は最低単位数	
	各コース実験Ⅱ	0				0-3		4年後期(0～3単位) 枠内は最低単位数	
	インターンシップ	3				3			
	○社会実装PBLⅡ-Ⅱ	2				2			
	○社会実装PBLⅡ-Ⅲ	2				2			
	○輪講Ⅰ	2					2		
	○輪講Ⅱ	2					2		
	○卒業研究Ⅰ	2				2			
	○卒業研究Ⅱ	10					10		
	○AI演習	2					2		
	○CPS演習	2					2		
	開設単位数小計	29				11	18		
履修 科目	○統計リテラシー	2				2			
	○応用物理	2				2			
	○画像認識工学	2				2		左記の2科目及び選択科目の「メディア信号処理」の合計3科目の中から2科目以上の単位を修得すること。	
	○データマイニング	2				2			
	○システムプログラミング	2				2		本科目又は選択科目の「コンピュータシステム」の何れかの単位を修得すること。	
	○システムインテグレーション	2				2			
	○知識情報工学	2				2			
	○AI基礎	2				2			
	○CPS基礎	2					2		
	○経営工学	2					2		
	開設単位数小計	18				16	4		
コース 選択 科目	○基礎電気工学	2				2	2	「コース選択科目」は、時間制で同時開講となる講義以外はいつでも受講可能で、複数のコースにまたがった受講も可能である。「必修科目」や「履修科目」と同時開講となった場合は、「必修科目」や「履修科目」を受講しなければならない。 各コースの修了認定には、左記の科目以外に、以下に記載した科目の単位取得が必要である。 ○ライフサイエンスコース:「アースサイエンス」、「ライフサイエンス・バイオテクノロジー」 ○ロボットシステムコース:「社会実装PBLⅡ-Ⅰ」、「社会実装PBLⅡ-Ⅱ」 * 知能化システムコースとロボットシステムコースのロボット・モビリティ工学は同一科目である * 「システムインテグレーション」「知識情報工学」は一貫教育プログラムの必修履修科目であるため必ず受講すること。	
	○基礎電子工学	2				2	2		
	○基礎制御工学	2					2		
	○発電・電気エネルギー	2					2		
	○通信伝送工学	2				2			
	○情報通信ネットワーク	2				2			
	○計算機システム	2				2	2		
	○環境・エネルギー工学	2				2			
	○生体材料工学	2				2	2		
	○デジタル信号処理	2				2			
	○知識情報工学(再掲)	2				2			
	○コンピュータ援用計測制御	2					2		
	○ロボット・モビリティ工学	2				2	2		
	○システムインテグレーション(再掲)								
	○ロボット・モビリティ工学	2				2	2		
選択 科目	○各コース専門科目Ⅰ	2				2		左記の中から2科目以上の単位を修得すること。	
	○各コース専門科目Ⅱ	2				2			
	○各コース専門科目Ⅲ	2					2		
	○各コース専門科目Ⅳ	2					2		
	○コンピュータシステム	2				2	(2)	第4学年または第5学年で履修可	
	○メディア信号処理	2				2	(2)	第4学年または第5学年で履修可	
	○計算機アーキテクチャ	2					2		
専攻 科選 択科目	○ロボティクス	2					2		
	○システム制御	2					2		
	○組み込み開発特論	2					2		
	○電子物性特論	2					2		
	○電子デバイス特論	2					2		
	○コンピュータビジョン	2					2		
	○制御工学特論	2					2		
	○物理化学特論	2					2		
	○無機化学特論	2					2		
	○物性化学	2					2		
	○生物化学工学	2					2		

[注] 第3学年までの科目は、入学時のコースの教育課程表による。

○印は学修単位科目

別表第3

機械情報システム工学プログラム						
種別	区分	授業科目	開設 単位数	必修・選択 の別	学年別配当単位数	
					1年	2年
一般科目	講義	*English Skills for the Workplace	2	必修	2	
	講義	*Technical Writing	2	必修	2	
	講義	文章表現論	2	選択		2
	講義	Academic Presentation	2	選択		2
	一般科目 計		8		4	4
専門共通科目	講義	SDGs概論	2	必修	2	
	講義	エンジニアのための人文科学	2	必修	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅰ	2	選択	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅱ	2	選択	2	
	講義	環境工学特論	2	必修		2
	講義	技術者倫理	2	必修		2
	講義	ベンチャー起業論	2	選択		2
	講義	線形空間論	2	選択	2	
	講義	応用数理学	2	選択	2	
	講義	環境物理学	2	選択	2	
	講義	量子からみた世界	2	選択	2	
	講義	現代物理実験学	2	選択	2	
	講義	高度ソフトウェア開発工学	2	選択	2	
	講義	人工知能	2	選択		2
	専門共通科目 計		28		20	8
	専門科目	講義	計算機アーキテクチャ	2	選択	2
講義		システム制御	2	選択	2	
講義		材料の力学特論	2	選択	2	
講義		機械力学特論	2	選択	2	
講義		熱工学特論	2	選択	2	
講義		組み込み開発特論	2	選択	2	
講義		信号処理特論	2	選択		2
講義		情報理論特論	2	選択		2
講義		ロボティクス	2	選択		2
講義		移動現象論	2	選択		2
講義		先端加工工学特論	2	選択		2
講義		知能情報工学特論	2	選択	2	
講義		精密設計工学特論	2	選択		2
講義		インテンシブキャリアデザイン	10	必修	10	
実験		イノベーションリサーチプロジェクト	8	必修	8	
実習		*専攻科特別実習	3	必修	3	
実験		機械情報システム工学特別研究	12	必修		12
専門科目 計		59		35	24	
一般科目、専門共通科目、専門科目、合計			95		59	36
修得67単位以上(必修45単位、選択22単位以上)						
*English Skills for the Workplaceは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。						
*Technical Writingは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。						
*専攻科特別実習は原則夏季休業期間中に開講する必修科目である。						
*先端理工学研究特論Ⅰ・Ⅱは隔年開講科目である。						

電気電子工学プログラム

種別	区分	授業科目	開 設 単位数	必修・選択 の別	学年別配当単位数	
					1年	2年
一般科目	講義	*English Skills for the Workplace	2	必修	2	
	講義	*Technical Writing	2	必修	2	
	講義	文章表現論	2	選択		2
	講義	Academic Presentation	2	選択		2
	一般科目 計		8		4	4
専門共通科目	講義	SDGs概論	2	必修	2	
	講義	エンジニアのための人文科学	2	必修	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅰ	2	選択	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅱ	2	選択	2	
	講義	環境工学特論	2	必修		2
	講義	技術者倫理	2	必修		2
	講義	ベンチャー起業論	2	選択		2
	講義	線形空間論	2	選択	2	
	講義	応用数理学	2	選択	2	
	講義	環境物理学	2	選択	2	
	講義	量子からみた世界	2	選択	2	
	講義	現代物理実験学	2	選択	2	
	講義	高度ソフトウェア開発工学	2	選択	2	
	講義	人工知能	2	選択		2
	専門共通科目 計		28		20	8
専門科目	講義	通信工学特論	2	選択	2	
	講義	制御工学特論	2	選択	2	
	講義	電子物性特論	2	選択	2	
	講義	コンピュータ・ビジョン	2	選択	2	
	講義	計算機工学特論	2	選択	2	
	講義	電気機器工学特論	2	選択		2
	講義	電子デバイス特論	2	選択		2
	講義	生体医用工学概論	2	選択		2
	講義	電力エネルギー工学特論	2	選択		2
	講義	インテンシブキャリアデザイン	10	必修	10	
	実験	イノベーションリサーチプロジェクト	8	必修	8	
	実習	*専攻科特別実習	3	必修	3	
	実験	電気電子工学特別研究	12	必修		12
	専門科目 計		51		31	20
	一般科目、専門共通科目、専門科目、合計			87		55
修得67単位以上(必修45単位、選択22単位以上)						

*English Skills for the Workplaceは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。

*Technical Writingは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。

*専攻科特別実習は原則夏季休業期間中に開講する必修科目である。

*先端理工学研究特論Ⅰ・Ⅱは隔年開講科目である。

物質工学プログラム

種別	区分	授業科目	開 設 単位数	必修・選択 の別	学年別配当単位数	
					1年	2年
一般科目	講義	*English Skills for the Workplace	2	必修	2	
	講義	*Technical Writing	2	必修	2	
	講義	文章表現論	2	選択		2
	講義	Academic Presentation	2	選択		2
	一般科目 計		8		4	4
専門共通科目	講義	SDGs概論	2	必修	2	
	講義	エンジニアのための人文科学	2	必修	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅰ	2	選択	2	
	講義	*先端理工学研究特論Ⅱ	2	選択	2	
	講義	環境工学特論	2	必修		2
	講義	技術者倫理	2	必修		2
	講義	ベンチャー起業論	2	選択		2
	講義	線形空間論	2	選択	2	
	講義	応用数理学	2	選択	2	
	講義	環境物理学	2	選択	2	
	講義	量子からみた世界	2	選択	2	
	講義	現代物理実験学	2	選択	2	
	講義	高度ソフトウェア開発工学	2	選択	2	
	講義	人工知能	2	選択		2
	専門共通科目 計		28		20	8
専門科目	講義	物理化学特論	2	選択	2	
	講義	有機合成化学	2	選択	2	
	講義	工業分析化学	2	選択	2	
	講義	物性化学	2	選択	2	
	講義	無機化学特論	2	選択		2
	講義	機能性材料	2	選択		2
	講義	生物化学工学	2	選択		2
	講義	機器分析	2	必修		2
	講義	化学工学特論	2	必修		2
	講義	インテンシブキャリアデザイン	10	必修	10	
	実験	イノベーションブリサーチプロジェクト	8	必修	8	
	実習	*専攻科特別実習	3	必修	3	
	実験	物質工学特別研究	12	必修		12
	専門科目 計		51		29	22
一般科目、専門共通科目、専門科目、合計			87		53	34
修得67単位以上(必修49単位、選択18単位以上)						

*English Skills for the Workplaceは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。

*Technical Writingは2クラス開講で、能力別クラス編成の必修科目である。

*専攻科特別実習は原則夏季休業期間中に開講する必修科目である。

*先端理工学研究特論Ⅰ・Ⅱは隔年開講科目である。

東京工業高等専門学校学則新旧対照表（案）

〔改正理由〕 学科改組に伴う改正

改 正 後	現 行
東京工業高等専門学校学則（案）	東京工業高等専門学校学則
制 定 昭和40年 4月 1日 最終改正 令和〇〇年〇〇月〇〇日	制 定 昭和40年4月 1日 最終改正 令和 6年2月 1日
第1章 <u>総則</u> (目的) 第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 <u>2 本校は、学科又は専攻ごとに、人材の養成に関する目的その他の教育上の目的を定め、公表するものとする。</u> (自己点検評価等) 第2条 本校はその教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。	第1章 <u>目的及び自己評価等</u> (目的) 第1条 本校は、教育基本法（平成18年法律第120号）の精神にのっとり、かつ学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。 (自己点検評価等) <u>第1条の2</u> 本校はその教育水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。 2 前項の点検及び評価の項目並びにその実施体制等については、別に定める。
第2章 <u>通則</u> 第1節 <u>学年、学期、休業日等</u> (学年) 第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (学期) 第4条 学年を分けて、次の2学期とする。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで <u>2 前項に定める各期は、前半及び後半に分けることができる。</u> <u>3 特別の必要があるときは、校長は、第1項の各学期の開始日及び終了日を変更することができる。</u> (休業日)	第2章 <u>修業年限、学年、学期、休業日及び授業終始の時刻</u> (学年) 第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。 (学期) 第4条 学年を分けて、次の2学期とする。 前期 4月1日から9月30日まで 後期 10月1日から翌年3月31日まで <u>2 特別の必要があるときは、校長は、前項の各学期の開始日及び終了日を変更することができる。</u> (休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 開校記念日 4月26日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号に規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業の終始時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第2節 組織

(本科)

第7条 本科に総合工学科を置き、学級数、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
総合工学科	5	200人	1,000人

2 前項に規定する学科に、次のコースを設ける。

- (1) 機械系コース
- (2) 情報系コース
- (3) 電気系コース
- (4) 電子系コース
- (5) 物質系コース

3 第1学年は共通教育課程とし、学生は、第2学年進級時に前項のコースに配属する。

4 コースの選択、決定方法等については、別に定める。

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることがある。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (2) 土曜日及び日曜日
- (3) 開校記念日 4月26日
- (4) 春季休業
- (5) 夏季休業
- (6) 冬季休業
- (7) 学年末休業

2 前項第4号から第7号に規定する休業日の終始及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業の終始時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が定める。

第3章 学科、学級数、入学定員及び教職員組織

(学科、学級数、入学定員及び収容定員)

第7条 学科、学級数、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

学科	学級数	入学定員	収容定員
機械工学科	1	40人	200人
電気工学科	1	40人	200人
電子工学科	1	40人	200人
情報工学科	1	40人	200人
物質工学科	1	40人	200人

2 前項の規定にかかわらず、教育上有益と認めるときは、異なる学科の学生をもって学級を編成することができる。

(学科の目的)

第7条の2 各学科の人材育成に関する目的は次の各号のとおりとする。

- (1) 機械工学科の目的は次のとおりとする。

	<u>ア 機械工学に関わる基礎学力を備え、現実の問題に応用することができる能力を育成する。</u> <u>イ 機械システムの発案から設計および製作までを行うことができる能力を育成する。</u> <u>ウ 機械工学と電子・情報工学の両者に関わる基礎学力にもとづいて、メカトロニクスを体現した機械システムを設計・製作できる能力を育成する。</u> <u>(2) 電気工学科の目的は次のとおりとする。</u> <u>ア 電磁気学、電気回路、ディジタル回路、情報・通信、電子物性・デバイス、エネルギー・制御とそれらの応用分野に関する専門知識を習得し、それらを問題解決に応用できる能力を育成する。</u> <u>イ 電気工学とそれを利用したシステムに関する専門知識を習得し、システムの経済性、信頼性、社会及び環境への影響を配慮しながらシステムの課題に取り組む能力を育成する。</u> <u>ウ 「ものづくり」の視点から、電気工学に必要な実験技術を習得した技術者を育成する。</u> <u>(3) 電子工学科の目的は次のとおりとする。</u> <u>ア 「読み・書き・計算」の基本的スキルの育成を重視し、講義や演習、実験・実習での反復練習を通して基礎学力を養い、自然科学や電子工学の基礎を習得した技術者を育成する。</u> <u>イ 「ものづくり」という視点をとり入れ、自ら設計・製作に必要な電子工学の基礎知識を調査し、根気強く学習に取り組む姿勢を身につけ、基本的な実験技術を修得した技術者を育成する。</u> <u>ウ 「材料・デバイス」、「回路・通信」、「情報・制御」の基礎知識を習得した技術者を育成する。</u> <u>(4) 情報工学科の目的は次のとおりとする。</u> <u>ア コンピュータ・ネットワーク利用に関する幅広い知識を身に付け、様々な機器・ソフトに柔軟に対応できる技術者を育成する。</u> <u>イ 情報通信技術の細部にわたる基本動作原理の習得により、最先端技術の本質的原理をより深い専門的立場で理解できる能力を身に付けた技術者を育成する。</u> <u>ウ 基礎数学を基盤とした制御理論の役割を理解し、それらを様々な開発機器に応用できる技術者を育成する。</u> <u>エ 情報工学における知識情報分野の重要性と社会に与える影響力を理解し、それらの基礎技術を様々な開発分野に応用できる技術者を育成する。</u>
--	--

(専攻科)

第8条 専攻科に総合工学専攻を置き、入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
総合工学専攻	25人	50人

2 前項に規定する専攻に、次のプログラムを設ける。

(1) 機械情報システム工学プログラム

(2) 電気電子工学プログラム

(3) 物質工学プログラム

(本科・専攻科一貫教育プログラム)

第9条 前2条に定めるもののほか、本校に、履修上の区分として、本科と専攻科の課程における教育の連続性に配慮した次の教育プログラムを置く。

(1) 協創工学一貫教育プログラム

2 前項のプログラムの一学年当たりの履修人数は、20人以上で別に定める。

3 一貫教育プログラムに関し必要な事項は、別に定める。

(附属施設)

第10条 本校に、教育研究活動に必要な施設として、次の附属施設を置く。

(1) 図書館

(2) 寄宿舎

(3) 総合学生支援センター

(4) 教育研究技術支援センター

(5) 情報基盤センター

(6) コラボレーションセンター

(5) 物質工学科の目的は次のとおりとする。

ア 化学及び化学技術に関する基礎学力及び応用能力を修得した技術者を育成する。

イ 洞察力と研究心に裏打ちされた優れた実験技術を修得した技術者を育成する。

ウ 化学技術や化学物質が地球環境や社会に及ぼす影響を理解し、技術者としての責任を自覚した技術者を育成する。

(目的)

第43条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、更に精深な程度において、特別の事項を教授し、その研究を指導することを目的とする。

(専攻と入学定員及び収容定員)

第44条 専攻及び入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員	収容定員
機械情報システム工学専攻	8人	16人
電気電子工学専攻	8人	16人
物質工学専攻	4人	8人

育施設の当該課程を修了した者 (6) 文部科学大臣の指定した者 (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者 (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 2 専攻科に入学できる者は、次の各号の<u>いずれかに該当する者とする。</u> (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) <u>高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）専攻科の課程を修了した者のうち学校教育法第58条の2（同法第70条第1項及び第82条において準用する場合を含む。）の規程により大学に編入することができる者</u> (3) 短期大学を卒業した者 (4) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができる者 (5) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者 (6) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者 (7) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (8) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (入学者選抜と入学許可) 第17条 校長は、入学志願者について、<u>別に定めるところにより、入学者の選抜を行う。</u> 2 校長は、前項の選抜の結果に基づき、第27条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、	(6) 文部科学大臣の指定した者 (7) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者 (8) その他相当の年齢に達し、本校が中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (入学資格) 第45条 専攻科に入学できる者は、次の各号の<u>一に該当する者とする。</u> (1) 高等専門学校を卒業した者 (2) 短期大学を卒業した者 (3) 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第132条の規定により大学に編入することができる者 (4) 外国において、学校教育における14年の課程を修了した者 (5) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者 (6) 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における14年の課程を修了した者に限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者 (7) その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者 (入学者選抜と入学許可) 第17条 校長は、入学志願者について、<u>学力検査の成績、出身中学校又は中等教育学校（以下「中学校等」という。）の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として、入学者の選抜を行う。</u> 2 校長は、前項の選抜方法によるほか、別に定めるところにより、<u>入学定員の一部について中学校等の長の推薦に基づき、学力検査を免除し、中学校等の長から送付された調査書及び面接等を主な資料として、入学者の選抜を行う。</u> 3 校長は、<u>前2項の選抜の結果に基づき、第27条に規定する入学料を納付した者</u>に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、この限りではない。
--	---

この限りではない。 (誓約書等の提出) 第18条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の<u>保証人</u>と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。 (休学) 第19条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3ヵ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。 (休学の期間) 第20条 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。 2 休学期間は、通算して<u>本科</u>にあつては5年、<u>専攻科</u>にあつては2年を超えることができない。 3 休学期間は、<u>第40条及び第55条</u>に定める在学<u>の期間</u>に算入しない (復学) 第21条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。 (出席停止) 第22条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。 (退学及び再入学) 第23条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。 (他の学校への入学等) 第24条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。 第4節 検定料、入学科、授業料及び寄宿料 (検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額) 第25条 検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）の定めるところによる。	(誓約書等の提出) 第19条 入学を許可された者は、所定の期日までに在学中の<u>保護者等</u>と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。 2 前項の手続きを終了しない者があるときは、校長は、その入学の許可を取り消すことがある。 (休学) 第21条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により、3ヵ月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて休学することができる。 (休学の期間) 第21条の2 休学の期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。 2 休学期間は、通算して<u>5年</u>を超えることができない。 3 休学期間は、<u>第2条の2</u>に定める在学期間に算入しない。 (復学) 第22条 休学した者は、休学の理由がなくなったときには、校長の許可を受けて、復学することができる。 (出席停止) 第23条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。 (退学及び再入学) 第24条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。 2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者があるときは、校長は、選考の上相当学年に入学を許可することがある。 (他の学校への入学等) 第25条 他の学校に入学、転学又は編入学を志望しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。 第6章 検定料、入学科、授業料及び寄宿料 (検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額) 第27条 検定料、入学科、授業料及び寄宿料の額は、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料その他の費用に関する規則（機構規則第35号）の定めるところによる。
---	--

ころによる。 (検定料) <u>第26条</u> 入学を志願する者は、願書提出までに検定料を納付しなければならない。 (入学料) <u>第27条</u> 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。 (授業料) <u>第28条</u> 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。 2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、前期分授業料を納付するときに、当該年度の後期分授業料を併せて納付することができる。 4 入学年度の前期又は前期及び後期分授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。 (学年の中途において復学等をした者の授業料) <u>第29条</u> 学年の中途において復学又は入学（以下「復学等」という。）した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。 (学年の途中で卒業等をする場合における授業料) <u>第30条</u> 学年の途中で卒業又は課程を修了（以下「卒業等」という。）する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。 (学年の途中で退学する者の授業料) <u>第31条</u> 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときには授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。 (寄宿料) <u>第32条</u> 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、その月の分の寄宿料を納付するものとする。 (入学料等の免除及び徴収猶予)	(検定料) <u>第28条</u> 入学を志願する者は、願書提出までに検定料を納付しなければならない。 (入学料) <u>第28条の2</u> 入学を許可された者は、所定の期日までに入学料を納付しなければならない。 (授業料) <u>第29条</u> 学生は、授業料年額を前期及び後期の2期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は、年額の2分の1に相当する額とする。 2 前項の授業料は、前期にあつては5月に、後期にあつては10月に納付するものとする。 3 前2項の規定にかかわらず、前期分授業料を納付するときに、当該年度の後期分授業料を併せて納付することができる。 4 入学年度の前期又は前期及び後期分授業料については、第1項及び第2項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。 (学年の中途において復学等をした者の授業料) <u>第30条</u> 学年の中途において復学又は入学（以下「復学等」という。）した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額12分の1に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。 (学年の途中で卒業等をする場合における授業料) <u>第30条の2</u> 学年の途中で卒業又は課程を修了（以下「卒業等」という。）する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の12分の1に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、前期にあつては4月に、後期にあつては10月に納付するものとする。 (学年の途中で退学する者の授業料) <u>第31条</u> 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときには授業料の年額の2分の1に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。 (寄宿料) <u>第32条</u> 寄宿舎に入舎している学生は、入舎した日の属する月から退舎する日の属する月までの間、その月の分の寄宿料を納付するものとする。 (入学料等の免除及び徴収猶予)
---	---

第33条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない理由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により、授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

(検定料等の返還)

第34条 既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合には返還する。

(1) 第28条第3項の規定により、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分授業料相当額を返還する。

(2) 第28条第4項の規定により、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

(3) 第32条の規定により、寄宿料を納付した者が退寮した場合には、納付した寄宿料のうち、退寮した日の属する月の翌月以降の寄宿料に相当する額を返還する。

第5節 学生準則及び賞罰

(学生準則の遵守)

第35条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第36条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第37条 教育上必要があるときには、学生に退学、停学又は訓告の懲戒を加えることがある。

ただし、退学は次の各号のいずれかに該当するものについて行うものとする。

第33条 入学前1年以内において、入学する者の学資を主として負担している者が死亡し、又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない理由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には、入学料の全額若しくは半額を免除し、又は徴収を猶予することがある。

2 経済的理由により、入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合には、入学料の徴収を猶予することがある。

3 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合又は休学、死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には、授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することがある。

4 風水害等の災害を受けたことにより、寄宿料の納付が困難であると認められる場合には、寄宿料の全部を免除することがある。

5 前4項に関し、必要な事項は別に定める。

(検定料等の返還)

第33条の2 既納の検定料、入学科、授業料及び寄宿料は返還しない。ただし、次の各号に該当する場合には返還する。

(1) 第29条第3項の規定により、後期分授業料を併せて納付した者が、後期分徴収時期前に休学又は退学した場合には、後期分相当額を返還する。

(2) 第29条第4項の規定により、授業料を納付した者が3月31日までに入学を辞退した場合には、申出により当該授業料相当額を返還する。

第7章 学生準則及び賞罰

(学生準則の遵守)

第34条 学生は、この学則に定めるもののほか、別に定める学生準則を遵守しなければならない。

(表彰)

第35条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第36条 教育上必要があるときには、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。

ただし、退学は次の各号の一に該当するものについて行うものとする。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者 (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由がなく出席常でない者 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 2 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。 (除籍) <u>第38条</u> 次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者は、校長がこれを除籍する。 (1) <u>死亡したもの又は長期間にわたり行方不明の者</u> (2) <u>第20条</u>に規定する休学期間を超えてなお修学できない者 (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者 (4) <u>第17条第2項</u>に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者 <u>第3章 本科</u> <u>第1節 修業年限等</u> (修業年限) <u>第39条</u> <u>本科の修業年限</u>は、5年とする。 (在学の期間) <u>第40条</u> 在学<u>の期間</u>は、10年を超えることはできない。 <u>第2節 教育課程等</u> (授業期間) <u>第41条</u> 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。 (教育課程) <u>第42条</u> 教育課程は、授業科目及び特別活動により構成するものとする。 2 授業科目並びにその開設単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。 3 <u>特別活動のホームルーム活動</u>は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間、計90単位時間実施する。 (単位) <u>第43条</u> 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位（履修単位）として計算するものとする。	(2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者 (3) 正当の理由がなく出席常でない者 (4) 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者 2 懲戒に関し、必要な事項は別に定める。 (除籍) <u>第37条</u> 次の各号の<u>一に</u>該当する者は、校長がこれを除籍する。 (1) 長期間にわたり行方不明の者 (2) <u>第21条の2</u>に規定する休学期間を超えてなお修学できない者 (3) 授業料の納付を怠り督促してもなお納付しない者 (4) <u>第17条第3項</u>に規定する入学料免除の申請書を受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者 (修業年限) <u>第2条</u> 修業年限は、5年とする。 (在学の期間) <u>第2条の2</u> 在学期間は、10年を超えることはできない。 <u>第4章 教育課程等</u> (授業期間) <u>第12条</u> 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。 (教育課程) <u>第13条</u> 教育課程は、授業科目及び特別活動により構成するものとする。 2 授業科目並びにその開設単位数は、一般科目にあつては別表第1、専門科目にあつては別表第2のとおりとする。 3 特別活動は、第1学年から第3学年までの各学年30単位時間、計90単位時間実施する。 (単位) <u>第13条の2</u> 各授業科目の単位数は、30単位時間の履修を1単位（履修単位）として計算するものとする。
--	--

2 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修（学修単位）を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。 (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。 (3) <u>一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。</u> 3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、<u>83単位</u>を超えないものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 <u>(授業の方法)</u> <u>第44条 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。</u> <u>2 校長は、授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。</u> <u>3 校長は、文部科学大臣が定めるところにより、授業の一部を、校舎及び附属施設以外の場所で行うことができる。</u> <u>4 卒業の要件として修得すべき単位数のうち、前3項の授業の方法により修得する単位数は60単位を超えないものとする。</u> <u>(他の高等専門学校における修得単位)</u> <u>第45条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u> 2 前項に関する事項は、別に定める	2 前項の規定にかかわらず、本校が定める授業科目については、1単位の授業科目を45時間の学修（学修単位）を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。 (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。 (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。 3 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、<u>60単位</u>を超えないものとする。 4 前3項の規定にかかわらず、卒業研究の授業科目については、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。 <u>(他の高等専門学校における修得単位)</u> <u>第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において、履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。</u> 2 前項に関する事項は、別に定める。
---	---

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等) <u>第46条</u> 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし、単位の修得を認定することができる。 2 前項により、認定することができる単位数は、前条の本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 <u>3 第1項の規定は、学生が、外国の高等学校又は大学に留学する場合及び外国の大学が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。この場合において認定することができる単位数は、前条及び第1項により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えないものとする。</u> <u>4 前3項に関する事項は、別に定める。</u> (各学年の課程の修了又は卒業認定) <u>第47条</u> 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。 2 第1項に関し、必要な事項は別に定める。 (再履修) <u>第48条</u> 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る別に定める授業科目を再履修するものとする。 <u>第3節 編入学、留学、卒業等</u> (編入学等) <u>第49条</u> 次の各号のいずれかに該当する者であって本校の第3学年又は第4学年に編入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められ、かつ、教育上支障がない場合に限り、選考の上、相当学年に入学を許可することができる。 <u>(1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者</u> <u>(2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者</u> <u>(3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの</u> <u>(4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者</u> <u>(5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が</u>	(高等専門学校以外の教育施設等における学修等) <u>第13条の4</u> 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなし単位の修得を認定することができる。 2 前項により、認定することができる単位数は、前条の本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。 <u>3 前2項に関する事項は、別に定める。</u> (各学年の課程の修了又は卒業認定) <u>第14条</u> 各学年の課程の修了又は卒業を認めるに当たっては、学生の平素の成績を評価して行うものとする。 2 第1項に関し、必要な事項は別に定める。 (再履修) <u>第15条</u> 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、当該学年に係る別に定める授業科目を再履修するものとする。 (編入学等) <u>第18条</u> <u>第1学年の途中又は第2学年以上に入学を希望する者があるときは、校長は、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて、相当学年に入学を許可することができる。</u>
---	--

<u>定める基準を満たすものに限る。)</u>で文部科学大臣が指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者 (6) <u>文部科学大臣の指定した者</u> (7) <u>高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年文部科学省令第1号）による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（同規則附則第2条の規定による廃止前の大学入学資格検定規程（昭和26年文部省令第13号）による大学入学資格検定に合格した者を含む。)</u> (8) <u>本校において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、18歳に達したもの</u> (他の高等専門学校からの転学) <u>第50条</u> 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。 (転コース) <u>第51条</u> <u>転コース</u>を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転コースを許可することがある。 (外国留学) <u>第52条</u> 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。 3 前項において認定することができる単位数は、<u>第45条及び第46条の規定により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</u> (卒業) <u>第53条</u> 全学年の課程を修了し、<u>167単位以上（一般科目75単位以上、専門科目82単位以上）</u>で別に定める単位を修得した者には、校長は、<u>卒業を認定し、所定の卒業証書を授与する。</u> 2 卒業した者は、<u>準学士（工学）と称することができる。</u> 3 校長は、特別の理由があり、かつ、教育上支障がないと認められるときは、<u>第3</u>	(他の高等専門学校からの転学) <u>第18条の2</u> 他の高等専門学校から転学を希望する者があるときは、校長は、教育上支障がない場合には、転学を許可することがある。 2 前項に関し、必要な事項は別に定める。 (転科) <u>第20条</u> 転科を希望する者があるときは、校長は、学年の初めにおいて選考の上第3学年までに限り、転科を許可することがある。 (外国留学) <u>第25条の2</u> 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が外国の高等学校又は大学に留学することを許可することができる。 2 校長は、前項の規定により留学することを許可された学生について、外国の高等学校又は大学における履修を本校における履修とみなし、単位の修得を認定することができる。 3 前項において認定することができる単位数は、<u>第13条の3及び第13条の4により本校において修得したものとみなし、又は認定する単位数と合わせて60単位を超えない範囲で単位の修得を認定することができる。</u> 4 校長は、<u>第1項の規定により留学することを許可された学生について、第2項により単位の修得を認定した場合においては、当該学生について、第3条に規定する学年の途中においても、各学年の課程の修了又は卒業を認めることができる。</u> (卒業) <u>第26条</u> 全学年の課程を修了した者には、校長は、所定の卒業証書を授与する。 2 卒業した者は、<u>準学士（工学）と称することができる。</u>
---	---

条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い、卒業を認めることができる。

第4章 専攻科

第1節 修業年限等

(修業年限)

第54条 専攻科の修業年限は、2年とする。

(在学の期間)

第55条 在学の期間は、4年を超えることはできない。

第2節 教育課程等

(教育課程)

第56条 教育課程は、授業科目により構成するものとする。

2 授業科目及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

3 履修方法については、別に定めるところによる。

(単位)

第57条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修（学修単位）を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算するものとする。

(1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で定める時間の授業をもって1単位とする。

(3) 一の授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち2以上の方法

第10章 専攻科

(設置)

第42条 本校に、専攻科を置く。

(入学者選抜と入学許可)

第46条 校長は、入学志願者に対して、別に定めるところにより選抜の上、入学を許可する。

(修業年限)

第47条 専攻科の修業年限は、2年とする。

(在学の期間)

第48条 専攻科の在学期間は、4年を超えることはできない。

(休学の期間)

第49条 専攻科学生の休学期間は、1年以内とする。ただし、特別な理由がある場合には、1年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して2年を超えることができない。

3 休学期間は、前条に定める在学期間に算入しない。

(教育課程)

第50条 授業科目及び単位数等は、別表第3のとおりとする。

2 履修方法については、別に定めるところによる。

<u>の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、前2号に規定する基準を考慮して別に定める時間の授業をもって1単位とする。</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、特別研究の授業科目については、この学修の成果を評価して単位の修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。</u> <u>(入学前の既修得単位の認定)</u> 第58条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が専攻科に入学する前に高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位（高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）第21条第1項に定める科目等履修生及び同条第2項に定める特別の課程履修生として修得した単位を含む。）を、本校における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。 2 <u>前項の規定により修得したものとみなす単位数は、転学等の場合を除き、30単位を超えないものとする。</u> 3 <u>前2項に関し、入学前の既修得単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>(長期にわたる教育課程の履修)</u> 第59条 校長は、学生が、職業を有している等の事情により、修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し卒業することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。 2 <u>長期履修を認められた学生の期間は、4年を超えることができない。</u> 3 <u>前2項に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>(研究指導の特例)</u> 第60条 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。 <u>(修了)</u> 第61条 専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、67単位以上を修得した者について、校長は、修了を認定し、所定の修了証書を授与する。 2 成績の評価及び修了の認定については、別に定めるところによる。 3 <u>第1項の修了の認定は、第3条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い認めることができる。</u> <u>(準用規定)</u> 第62条 第41条、第44条から第46条まで及び第52条の規定は、専攻科の学生について準用する。この場合において、第44条第4項、第45条第1項、第4	<u>(修了)</u> 第51条 学生は、専攻科に2年以上在学し所定の授業科目を履修し、67単位以上を修得するものとする。 2 成績の評価及び修了の認定については、別に定めるところによる。 3 前項の修了の認定は、第3条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い認めることができる。 4 校長は、修了を認定したのに対し、修了証書を授与する。 <u>(準用規定)</u> 第52条 専攻科学生については、第3条から第6条、第12条、第13条の4第1項、第19条、第21条、第22条から第25条の2、第27条から第33条の2、第35条から第41条の規定を準用する。この場合において、第25条の2第
---	--

<u>6条第2項及び第52条第3項中「60単位」とあるのは「30単位」と第46条第3項、第52条第1項及び第2項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と読み替えるものとする。</u> <u>第5章 雑則</u> <u>第1節 外国人留学生</u> (外国人留学生) <u>第63条</u> 外国人留学生のうち、本校に入学することを目的として入国を許可された外国人留学生の入学、教育課程その他に関する特例については、別に定める。 <u>第2節 研究生、聴講生及び科目等履修生</u> (研究生) <u>第64条</u> 本校において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、研究生として入学を許可することがある。 2 研究生に関する事項は、別に定める。 (聴講生) <u>第65条</u> 本校の授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。 2 聴講生に関する事項は、別に定める。 (特別聴講生) <u>第66条</u> 学校間における単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目について聴講を志願する者がある場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講生として入学を許可することがある。 2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。 (科目等履修生) <u>第67条</u> 本校の授業科目のうち、特定の科目について履修を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。 2 校長は、科目等履修生に対し、単位の修得を認定することができる。 3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。 <u>第3節 寄宿舍</u>	<u>1項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と第37条第2号中「第21条の2」とあるのは「第49条第1項」と読み替えるものとする。</u> <u>第8章 外国人留学生</u> (外国人留学生) <u>第38条</u> 外国人留学生のうち、本校に入学することを目的として入国を許可された外国人留学生の入学、教育課程その他に関する特例については、別に定める。 <u>第9章 研究生、聴講生及び科目等履修生</u> (研究生) <u>第39条</u> 本校において特定の専門事項について研究を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、研究生として入学を許可することがある。 2 研究生に関する事項は、別に定める。 (聴講生) <u>第40条</u> 本校の授業科目のうち、特定の科目について聴講を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、聴講生として入学を許可することがある。 2 聴講生に関する事項は、別に定める。 (特別聴講生) <u>第40条の2</u> 学校間における単位互換協定に基づいて、本校が開設する授業科目について聴講を志願する者がある場合には、本校の教育に支障がない場合に限り、選考の上、特別聴講生として入学を許可することがある。 2 特別聴講生に関する事項は、別に定める。 (科目等履修生) <u>第41条</u> 本校の授業科目のうち、特定の科目について履修を志願する者があるときは、校長は教育研究に支障がないと認められる場合には、選考の上、科目等履修生として入学を許可することがある。 2 校長は、科目等履修生に対し、単位の修得を認定することができる。 3 科目等履修生に関する事項は、別に定める。 <u>第12章 寄宿舍</u> (寄宿舍)
--	--

(寄宿舎) <u>第68条</u> 本校に寄宿舎を設ける。 2 寄宿舎の運営その他必要な事項は、別に定める。 <u>第4節 公開講座</u> (公開講座) <u>第69条</u> 本校に公開講座を開設することができる。 2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。 <u>第5節 雑則</u> (雑則) <u>第70条</u> この学則に定めるもののほか、<u>学則の施行に関し必要な事項は、校長が別に定める。</u> <u>第11章 削除</u> <u>第54条 削除</u> <u>附 則</u> 1 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。 2 削除	<u>第55条</u> 本校に寄宿舎を設ける。 2 寄宿舎の運営その他必要な事項は、別に定める。 <u>第13章 公開講座</u> (公開講座) <u>第56条</u> 本校に公開講座を開設することができる。 2 公開講座に関し、必要な事項は別に定める。 (雑則) <u>第53条</u> 本章に定めるもののほか、<u>専攻科に関し必要な事項は、別に定める。</u> <u>第11章 削除</u> <u>第54条 削除</u> <u>附 則</u> 1 この学則は、昭和40年4月1日から施行する。 2 削除
---	---

東京工業高等専門学校運営会議規則

制 定 平成17年12月 1日

最終改正 令和 8年 3月18日

(趣旨)

第1条 この規則は、東京工業高等専門学校内部組織運営規則第15条第2項の規定に基づき、東京工業高等専門学校運営会議（以下「運営会議」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 運営会議は、諮問機関として管理運営に関する事項を報告・審議し、校務の円滑な運営を図ることを目的とする。

(報告・審議事項)

第3条 運営会議は、次に掲げる事項を報告・審議する。

- 一 校務運営及び連絡調整に関すること。
- 二 教員の組織に関すること。
- 三 予算概算の基本に関すること。
- 四 国際交流及び留学生交流協定等に関する基本的な事項に関すること。
- 五 入学試験に関すること。
- 六 学年課程修了の認定に関すること。
- 七 卒業（修了）の判定に関すること。
- 八 学生の身分及び処分の重要事項に関すること。
- 九 その他校長が必要と認めた事項。

(組織)

第4条 運営会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 校長
 - 二 副校長
 - 三 校長特別補佐
 - 四 学科長
 - 五 一般教育科長
 - 六 教育研究技術支援センター長
 - 七 情報基盤センター長
 - 八 事務部長
 - 九 その他校長が必要と認めた者
- 2 校長は、前条第一号から第四号に定める事項について、より多くの意見を聴取する必要があると認めたときは、拡大運営会議を招集する。
- 3 拡大運営会議は第1項各号、図書館長、副図書館長、専攻主任及び1年学級担任連絡委員会委員長をもって組織する。
- 4 前条第五号に定める事項のうち入学試験に関することについては、運営会議（入試関係）とする。
- 5 前条第六号に定める事項については、運営会議（学年課程修了認定）とする。
- 6 前条第七号に定める事項のうち卒業及び修了判定に関することについては、運営会議（卒業・修了判定）とする。
- 7 第4項から第6項については、第1項第一号から第五号、第八号、学生課長及び教務主事補をもって組織する。

(会議)

第5条 運営会議は、校長が招集し、その議長となる。

2 運営会議に副議長を置き、副校長（教務担当）をもって充てる。

3 副議長は校長を補佐し、校長に事故があるときは、その職務を代行する。

4 運営会議は、定例日を定め開催する。ただし、必要のある場合は臨時に開催することができる。

5 校長が必要と認めた場合は、その他の教職職員を出席させ意見を聴取することができる。

（事務）

第6条 運営会議の事務は、総務課及び学生課において処理する。

附 則

この規則は、平成17年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年11月9日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月9日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成22年5月6日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月3日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年5月24日から施行する。

附 則（令和2年10月14日一部改正）

この規則は、令和2年10月14日から施行する。

附 則（令和6年3月21日一部改正）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

附 則（令和7年3月6日一部改正）

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月18日一部改正）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。